

京都市交通局管理規程第4号

京都市交通局IC証票取扱規程の一部を改正する規程を公布する。

平成20年9月11日

京都市公営企業管理者

交通局長 葛西 宗久

京都市交通局IC証票取扱規程の一部を改正する規程

京都市交通局IC証票取扱規程の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

大阪市敬老優待 乗車証	株式会社スルッと KANSAI及び 大阪市	プリペイド	大人用	記名人
ICOCA	西日本旅客鉄道株 式会社			持参人
スマートICOCA				記名人
ICOCA定期券				
スマートICOCA 定期券				
小児用ICOCA				
小児用ICOCA 定期券			小児用	

」

を

大阪市敬老優待 乗車証	株式会社スルッと KANSAI及び 大阪市	プリペイド	大人用	記名人
神戸市敬老優待 乗車証	株式会社スルッと KANSAI及び 神戸市			持参人
ICOCA	西日本旅客鉄道株 式会社		大人用	記名人
スマートICOCA				
ICOCA定期券				
スマートICOCA 定期券				
小児用ICOCA			小児用	
小児用ICOCA 定期券				

に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(交通局企画総務部企画課)